

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第10号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年新潟県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(認定の有効期間)</p> <p>第3条 <u>法第5条第1項の有効期間は、法第3条第1項の認定を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。</u></p> <p><u>2 法第5条第2項の有効期間の更新を受けようとする者が提出する申請書には、省令第5条に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>認定こども園の名称</u></p> <p>(2) <u>認定年月日</u></p> <p>(3) <u>認定の有効期間が満了する日</u></p>

(新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(特定施設の新設の届出等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例第8条第3項(条例第9条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する知事又は<u>指定市町村の長</u>の許可</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(特定施設の新設の届出等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例第8条第3項(条例第9条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する知事又は<u>農林水産大臣</u>の許可</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。